

『建設業における労務管理セミナー』

～建設業における「働き方改革」のポイント～

無料

今まで建設業に関しては、36 協定に定めている「時間外労働の限度に関する基準」の適用除外業務となっていること、現場では週 1 日休みという体制が常態化していること、日給での支払いが主になっていること等からみて、労働時間に関する認識が不足しているという現状がありました。

しかしながら、働き方改革法が成立をし、今後（2023 年 4 月以後）は時間外労働の上限規制において、業種における例外はなくなり、「建設業だから」といった言い訳は通用せず、労働環境の整っていない会社は、優秀な人材を確保することが困難になると思われるため、労働時間や最低限の労務管理を知っておくことが、今後の建設業においては必要不可欠です。



現場ごとに 36 協定を結ぶ？

建設業の「働き方改革」とは？

そんな建設業者の「？」について解説します。



【セミナー内容】

働き方改革法 成立！ 建設業も例外でなくなる！

- 建設業における働き方改革
- 36 協定の意味と作成方法
- 労働時間の考え方
- 労働契約書の作成方法

など、知っておくべき必要不可欠な労務管理の基礎知識についてお話しします。

【講 師】

◆野中 格

(野中労務安全事務所 所長)

・建設業労働安全衛生マネジメントシステム評価者

《セミナー講師》

◇平成 28 年/中小建設業者のための法定福利費セミナー

◆櫻井 好美

(アスミル社会保険労務士事務所 所長)

・特定社会保険労務士 ・ファイナンシャルプランナー

・キャリアコンサルタント

《セミナー講師》

◇平成 27 年/建設業における社会保険未加入問題について

◇平成 28 年/中小建設業者のための法定福利費セミナー

【受講料】 ☆ 無 料 ☆

※ 各会場とも定員に達した時点で締め切ります。

【お問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-2-12 虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館 3 階

TEL.03-5425-1261 FAX.03-5425-1262

<http://www.farci.or.jp/> 「建設産業経理研究機構」で検索

裏面へ続く



○本セミナーのお申込み方法 <下記①②いずれかの方法でお申し込み下さい>

①インターネットにてお申し込み

URL : https://farci.sakura.ne.jp/form/seminar_h/entry_n.php

☆『建設産業経理研究機構』で検索してください。トップページにセミナーのご案内が表示されます。

②FAXにてお申し込み

下記にご記入頂き、FAX送信してください。

建設業における労務管理セミナー 申込用紙

F A X 0 3 - 5 4 2 5 - 1 2 6 2

会 場	↓ ご希望の会場に「○」をご記入ください。		
	名古屋	平成 30 年 08 月 10 日 (金) 14:00～16:00	ウインクあいち (愛知県産業労働センター)
	徳 島	平成 30 年 08 月 20 日 (月) 14:00～16:00	徳島県建設センター
	東京①	平成 30 年 08 月 23 日 (木) 14:00～16:00	虎ノ門 4 丁目 MTビル 2 号館
	金 沢	平成 30 年 08 月 31 日 (金) 14:00～16:00	石川県建設総合センター
	東京②	平成 30 年 09 月 05 日 (水) 14:00～16:00	虎ノ門 4 丁目 MTビル 2 号館
	大 阪	平成 30 年 09 月 25 日 (火) 14:00～16:00	エルおおさか
フリガナ			
参加者氏名	※会場の都合上、各社 1 名までの参加とさせていただきます。		
会 社 名			
会社所在地	〒		
E-mail			
T E L			
F A X			

※お申込後に会場住所などを、返信メールまたは FAX にてお知らせいたします。

※この申込書にご記入いただいた情報は、本セミナーの受付・管理に利用いたします。